

下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績開示事務取扱要領

平成 19 年 4 月 1 日施行

改正 平成 23 年 5 月 6 日
平成 24 年 7 月 4 日
平成 28 年 1 月 5 日

(目的)

第 1 条 この要領は、下関市立大学が実施する下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績を開示する手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(開示ができる個人別成績の範囲)

第 2 条 開示ができる個人別成績の範囲は、次に掲げる個別学力検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 推薦入学 順位、総合得点
- (2) 特別選抜 順位、総合得点
- (3) 一般選抜（前期） 順位、小論文の得点
- (4) 一般選抜（中期） 順位、英語（筆記）の得点
- (5) 編入学 順位、総合得点
- (6) 外国人留学生選抜 順位、総合得点

(開示の請求窓口及び開示場所)

第 3 条 開示の請求窓口及び開示場所は、学務グループとする。

(開示の期間)

第 4 条 開示を実施する期間は、個別学力検査の実施期日の属する年度の翌年度の 5 月 1 日から 7 月 1 4 日までとする。ただし、当該期間の初日又は最終日が、公立大学法人下関市立大学就業規則（平成 1 9 年規則第 3 号）に規定する休日であるときは、それぞれ当該日以降直近の休日でない日とする。

(開示請求者)

第 5 条 開示を請求できる者は、個別学力検査を受験した本人とする。

(開示請求者の本人確認)

第 6 条 開示請求者の本人確認は、原則として下関市立大学受験票によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、大学入試センター試験受験票、官公署が本人に発行した運転免許証、旅券、外国人登録証明証又は本人の写真がはり付けられ、かつ、当該写真に浮き出しプレスによる契印のある証票類（郵送による受付の場合は、大学入試センター試験受験票に限る。）により行う。

(開示請求の受付方法)

第 7 条 開示請求の受付は、窓口又は郵送により行う。

2 窓口での受付は、下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績開示請求書（様式1）を提出させるものとする。

3 郵送による受付は、必ず封書によるものとし、封書の表面に「入試成績開示請求」と朱書きして、様式1と開示請求者の受験票及び宛先を明記した返信用封筒（必要金額の郵便切手をはり付けたもの）を同封させるものとする。

（開示の方法）

第8条 開示は、下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績開示通知書（様式2）を、窓口において開示請求者に交付することにより行う。

2 郵送により開示する場合は、返信用封筒に、様式2と開示請求者の受験票を同封して返送する。

（開示の周知）

第9条 この要領の受験生に対する周知は、学生募集要項に記載することにより行う。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、個人別成績の開示に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月6日改正）

この要領は、平成23年5月6日から施行する。

附 則（平成24年7月4日）

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

附 則（平成28年1月5日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績開示請求書

(あて先) 下関市立大学学長

請求者

平成 年度下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績の開示を下記により請求します。

記

し 氏 めい 名		請求日	年 月 日
		受験番号	
住 所	(〒) TEL		
受験学科	経済学科 ・ 国際商学科 ・ 公共マネジメント学科		
受験日程	推薦入学・特別選抜・一般選抜（前期）・一般選抜（中期） 編入学・外国人留学生選抜		

※ 受験学科・受験日程を○で囲んでください。

下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績開示通知書

ご請求のありました、平成 年度下関市立大学入学者選抜に係る個人別成績につきまして、下記のとおり通知します。

記

受験番号： 《受験番号》
氏 名： 《氏名（漢字）》
入試区分： 《入試区分》
学部学科： 《入試学科》

順位	総合得点	【前期日程】 小論文の得点	【中期日程】 英語（筆記）の得点
《順位》	《総合得点》	《小論文》	《英語》

※前期、中期日程受験者の総合得点は出ません。

また、合格発表前に、他大学で入学手続をした受験者の順位は出ません。

《発行日》

下関市立大学
学長